

# 大阪府自動車NO<sub>x</sub>・PM総量削減計画〔第3次〕 の進行管理について

# 目次

---

1. 大阪府自動車NO<sub>x</sub>・PM総量削減計画〔第3次〕の目標について
2. 大気環境の状況について
3. 中間レビューについて

# 1. 大阪府自動車NO<sub>x</sub>・PM総量削減計画〔第3次〕の目標について

## ○目標

- ・平成27年度までに、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準をすべての監視測定局において継続的・安定的に達成
- ・平成32年度までに、対策地域全体で大気環境基準を達成

■環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準

■対策地域全体で大気環境基準達成：

常時監視測定局に加えて、対策地域内のすべての地点で大気環境基準を達成すること

また、目標達成のためのNO<sub>x</sub>・PMの排出量の目標を設定

## ○目標達成の評価について

- ・平成27年度目標  
常時監視測定局の濃度で評価
- ・平成32年度目標  
評価方法の確立が課題



国が中間レビューを実施



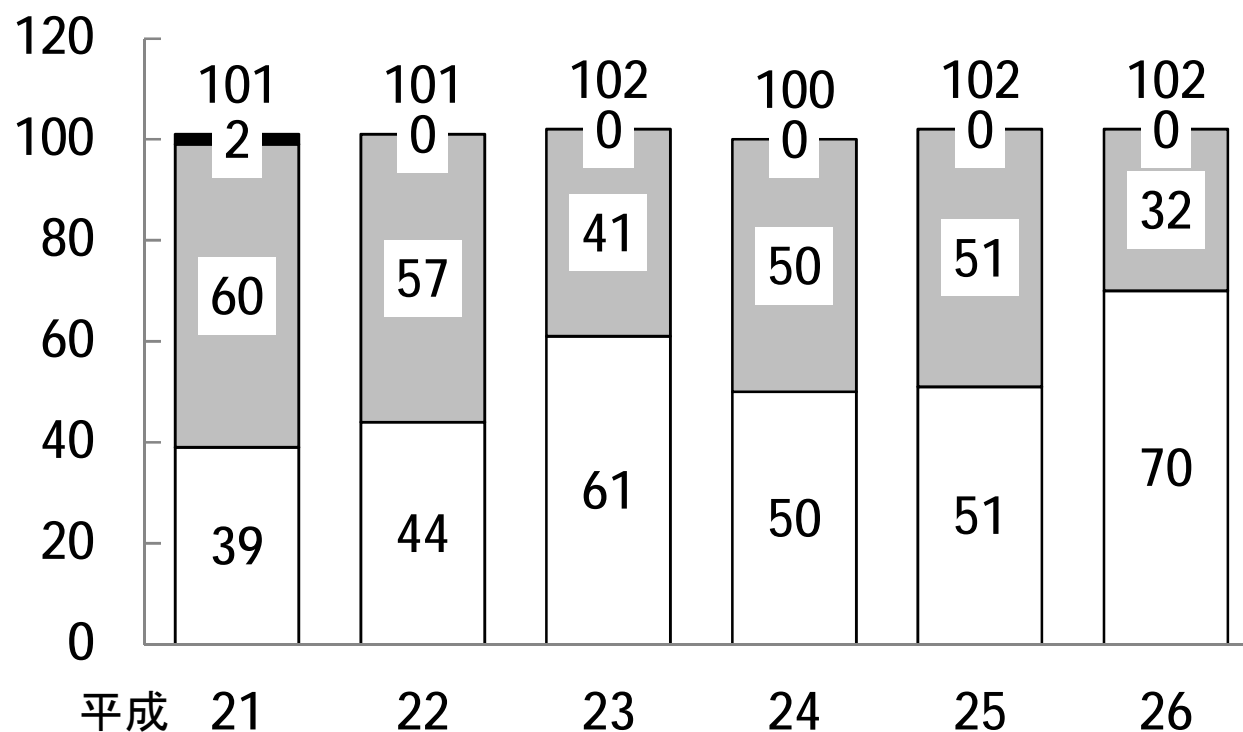
大阪府域の自動車NO<sub>x</sub>・PM法の対策地域(37市町)

## 2. 大気環境の状況 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)の環境基準達成状況

平成22年度から5年連続、全局で環境基準を達成

府内全局のNO<sub>2</sub>の環境基準達成状況の推移(年間98%値の分布状況)

(有効測定局数)



■ 0.06ppmを超えた測定局数(環境基準非達成局)

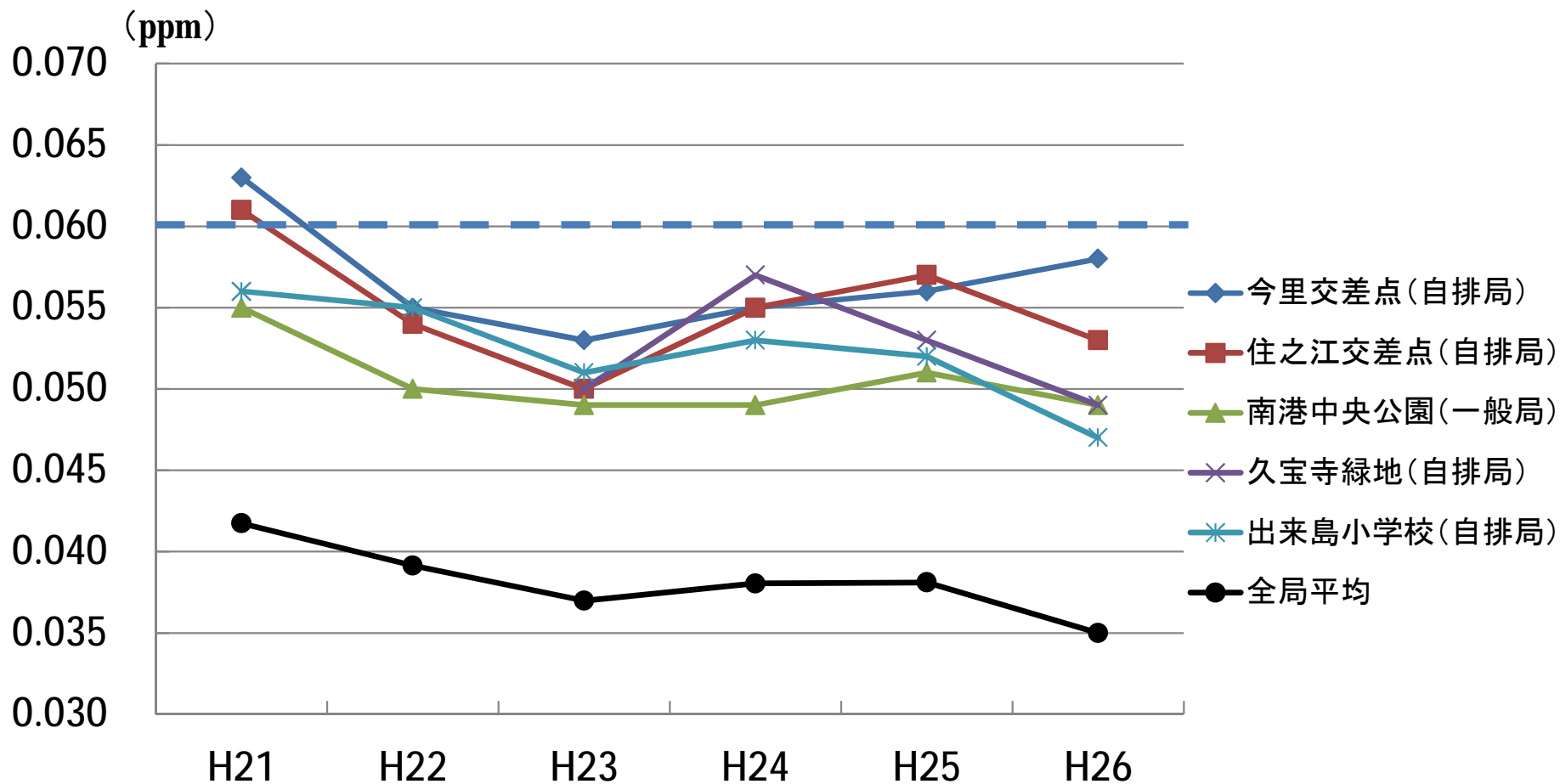
■ 0.04ppmから0.06ppmのゾーン内の測定局数(環境基準達成局)

□ 0.04 ppm未満の測定局数(環境基準達成局)

## 2. 大気環境の状況 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)の高濃度上位局

平成26年度の最高値は0.058ppm

平成26年度におけるNO<sub>2</sub>日平均値の年間98%値の高濃度上位5局(全局中)の推移

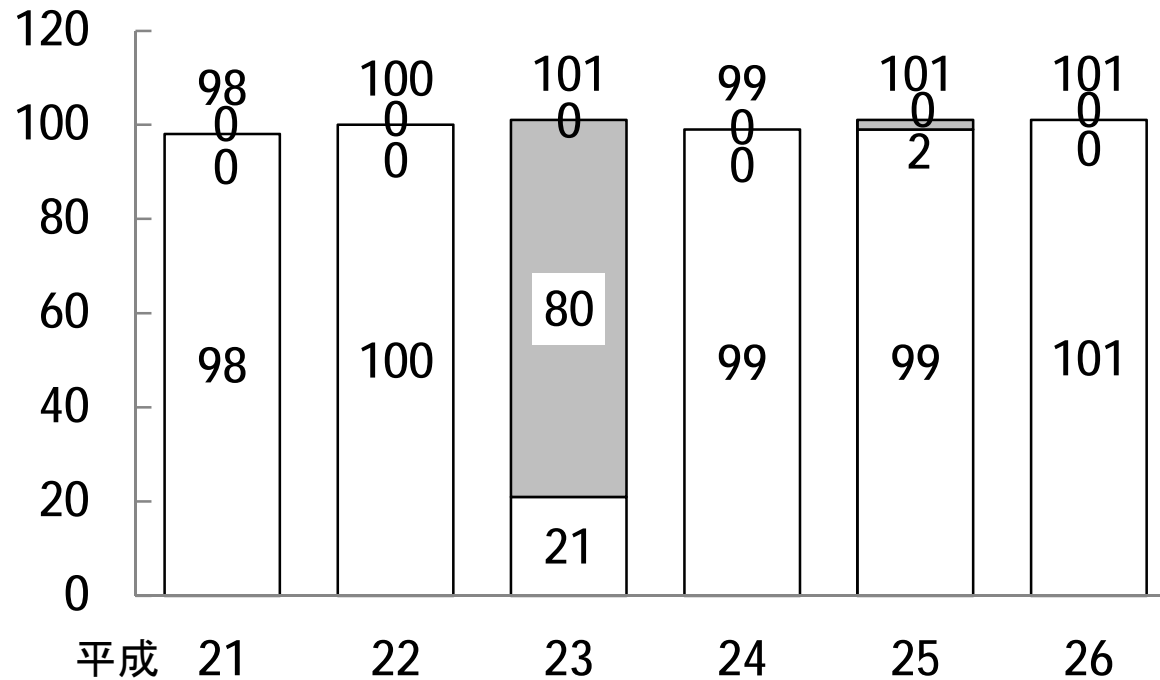


## 2. 大気環境の状況 浮遊粒子状物質 (SPM) の環境基準達成状況

平成26年度は全局で達成

府内全局のSPMの環境基準達成状況(長期的評価)の推移

(有効測定局数)

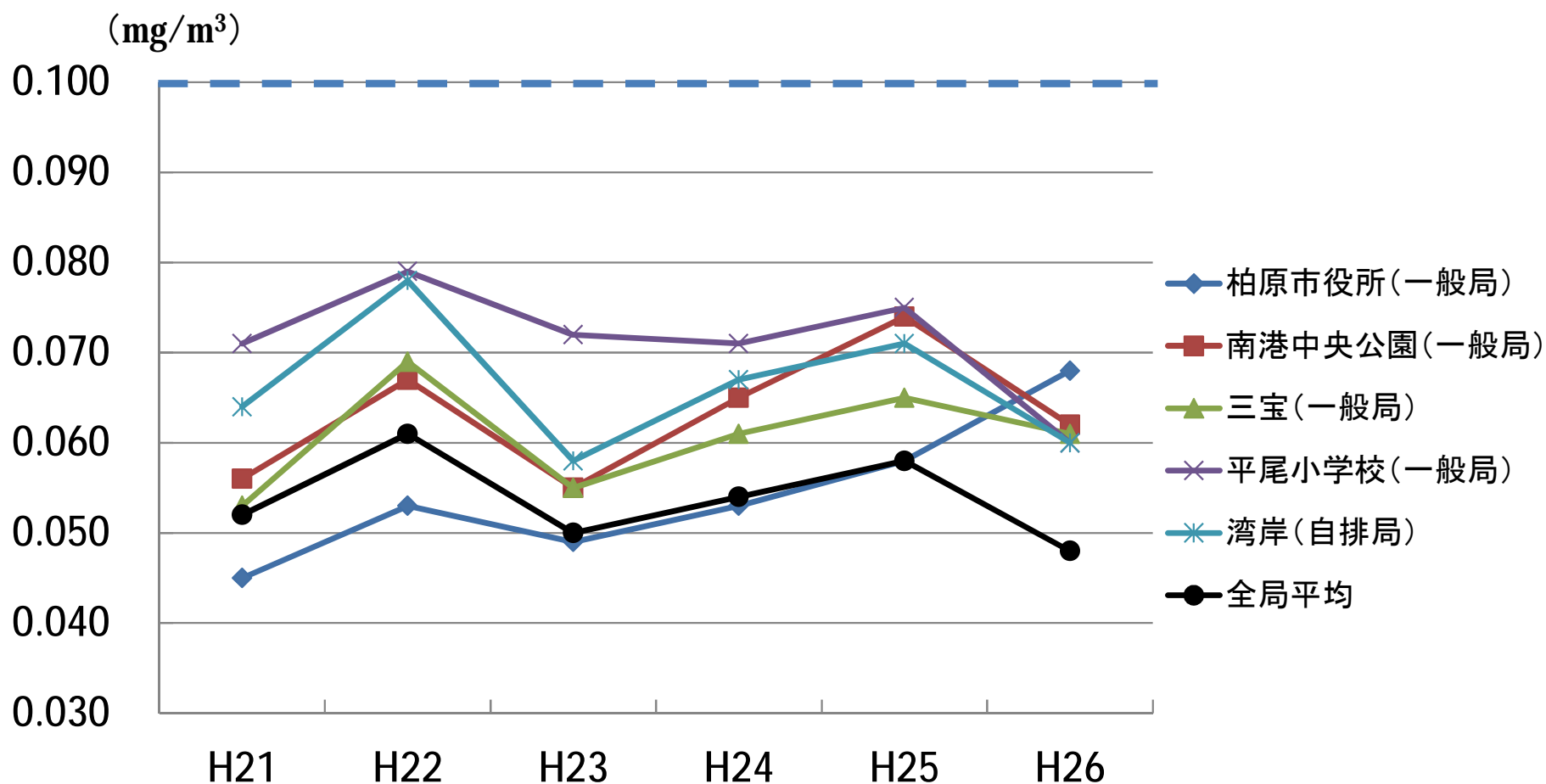


- 日平均値の年間2%除外値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた測定局数(環境基準非達成局)
- 上記を除く測定局で2日以上連続して日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた測定局数(環境基準非達成局)
- 環境基準達成局数

## 2. 大気環境の状況 浮遊粒子状物質(SPM)の高濃度上位局

平成26年度の最高値は0.068mg/m<sup>3</sup>、上位5局中一般局が4局

平成26年度におけるSPM日平均値の年間2%除外値の高濃度上位5局(全局中)の推移



### 3. 中間レビューについて

---

中央環境審議会大気・騒音振動部会 自動車排出ガス総合対策小委員会において、平成27、28年度に中間レビューを実施

#### ■ 中間レビューの内容

- ・ 中間評価  
中間目標の達成状況、施策の進捗状況について点検評価を実施
- ・ 平成32 年度目標の評価手法の検討  
平成32年度目標の達成状況の評価手法を検討

#### ■ 中間レビューのスケジュール(案)

H27年11月25日	小委員会開催(中間レビューの進め方等)
H27年11月～28年2月	<点検評価、H32年度目標の評価手法検討>
H28年3月頃	小委員会開催(点検評価・評価手法検討状況)
H28年4月～秋頃	<点検評価、H32年度目標の評価手法検討>
H28年度中	小委員会開催(中間レビュー報告(案)) <パブリックコメント> 小委員会開催(中間レビュー報告)



### 3. 中間レビューについて

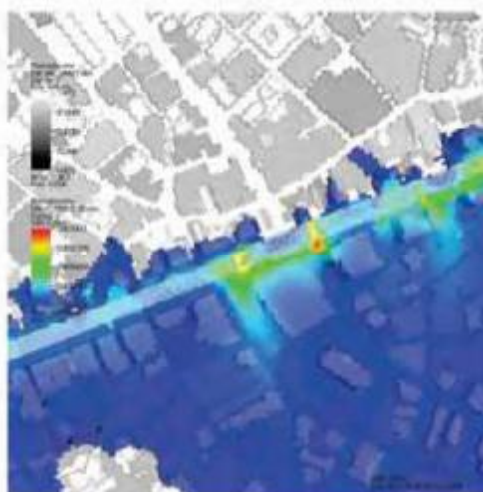
#### 平成32年度目標の達成状況の評価手法の検討

数値計算、簡易測定、及び常時監視測定局の結果等を組み合わせて、汚染の広がりを考慮した、対策地域全体としての環境基準の確保の状況の評価する手法を検討する必要がある。(平成27年11月25日小委員会)



##### 【常時監視測定局】

- ・ 環境基準値と比較する年間98%値を把握できる。
- ・ 増設や移設は容易ではない。



##### 【数値計算手法】

- ・ 測定局の無い地点の濃度状況を計算する。
- ・ 精度には限界がある。
- ・ モデルにより適用条件等に違いがある。



##### 【簡易測定手法】

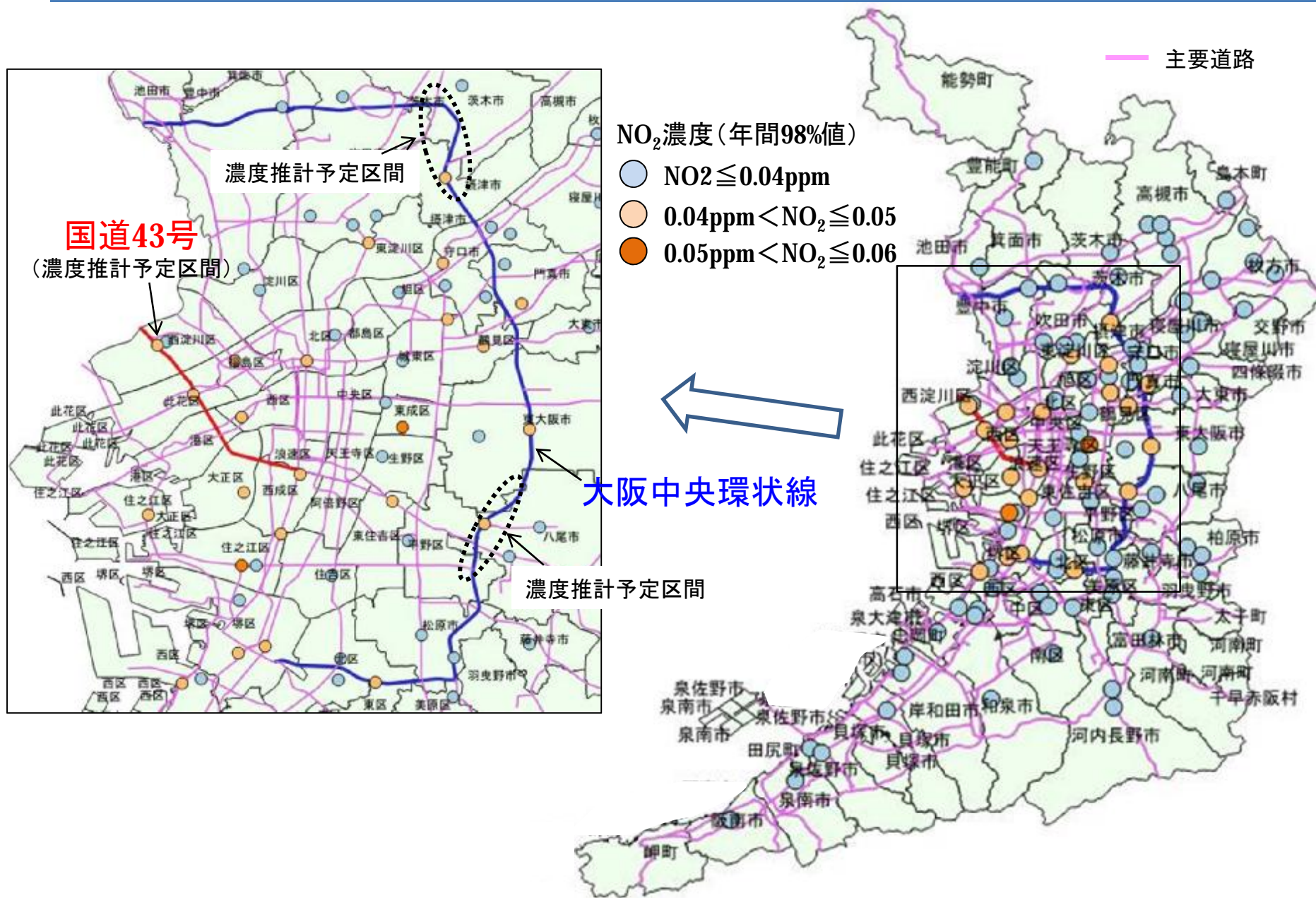
- ・ 監視測定局よりも容易に多くの地点に設置可能。
- ・ 環境基準値と比較する年間98%値は推計により求める必要がある。
- ・ 精度の高い値を得るためには四季測定必要。

### 3. 中間レビューについて

---

- 中間レビューにあたっては、「自動車NO<sub>x</sub>・PM対策地域関係行政機関連絡協議会」(8都府県及び国で構成)に大阪府も参画し、国と緊密に連携。
  
- 平成32年度目標の達成状況の評価手法については、現在検討中であるが、常時監視測定局のない地域における濃度を把握するため、大阪府では次の調査を平成28年度に実施予定。
  - 常時監視測定局のない地域における濃度の把握  
国道43号(西淀川区-西成区間)、大阪中央環状線(茨木市内区間、八尾市内区間等)の高濃度が想定される地点の濃度を把握するため、数値計算手法による濃度推計を行う。

# <参考>平成26年度の常時監視測定局及びNO<sub>2</sub>濃度分布





# <参考> 大気汚染に係る環境基準と評価方法

## 1. 大気汚染に係る環境基準について

○環境基準とは、

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項に基づき定められた  
人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準

項目	基準値
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること

備考: 1ppmとは1m<sup>3</sup>の大気中に1cm<sup>3</sup>の汚染物質が存在する場合の濃度を示す。

1μg(マイクログラム) = 0.001mg = 0.000001g=100万分の1g

## 2. 評価方法

### (1)長期的評価

#### ア NO<sub>2</sub>(年間98%値)

年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値(365日分の測定値がある場合、低い方から358番目の値)を環境基準と比較して評価を行う。

#### イ SPM(年間2%除外値)

年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定値がある場合、高い方から7日分の測定値)を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。

ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、環境基準を達成しなかったものとする。

### (2)短期的評価(SPM)

測定を行った日の1時間値または1日平均値について、環境基準と比較して評価を行う。